

塩尻市一般廃棄物収集場所設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、区等が行う一般廃棄物収集場所の設置又は改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物収集場所 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和52年塩尻市条例第2号）第6条第2項に規定するものをいう。
- (2) 区等 区その他市長が適当と認める団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、1万円以上の一般廃棄物収集場所の設置又は改修に要する経費とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1に相当する額とし、7万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付の条件)

第5条 一般廃棄物収集場所の設置又は改修が、あらかじめ市長の承認を受け、かつ、当該土地の所有者の同意を得ていなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市一般廃棄物収集場所設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置又は改修工事に係る見積書の写し
- (3) 設置又は改修工事前の状態が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、塩尻市一般廃棄物収集場所設置費補助金交付決定書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、塩尻市一般廃棄物収集場所設置費補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 設置又は改修工事に係る領収書の写し
- (3) 設置又は改修工事後の状態が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。